関するお知らせ

平成25年分所得税の確定申告や平成26年度分町道民税の申告が始まります。 これらの申告は、国民健康保険税や後期高齢者医療制度の保険料などの計算のた めの基礎資料にもなりますので忘れずに行ってください。なお、下表「確定申告・ 町道民税申告の日程表」のとおり、期間によって受付会場が違いますので、お間 違えのないようにお願いします。



税務課住民税係 ■問い合わせ TEL【幕】54—6604

①所得がない方(遺族年金や障が 税の申告が必要です。 ①還付の確定申告をする場合 い方でも、次に該当する方は町道)納付の確定申告をする場合 年金受給者を含む)で国民健康保 所得税の確定申告を行う必要のな 地・株式などの譲渡所得の申告は、 費控除や寄付金控除を受ける人、 ている方 税務署で行ってください。 る人、土地や建物を売った人など から所得税が源泉徴収されていな 得税を納め過ぎになっている人 整を受けられなかった人など、 平成25年中に中途退職して年末調 所得税法の専門知識の必要な土 町道民税申告について 還付を受けることができます。 人や事業所得、 後期高齢者医療保険に加入し 確定申告を行うことで所得税 不動産所得があ 医 所

~12月31日の所得税額を精算するも 確定申告とは、 確定申告につい 平成25年1月1日

ので、次に該当する場合は申告が必 税務関係の証明を受ける必要があ

入金額が400万円以下で、 平成23年分から、

③国民年金の納付猶予の手続きや、

公的年金等受給者の方

金等に係る雑所得以外の所得金額が 公的年金等の収 公的年

なお、各会場の初日は混雑が予想されますので、ご注意願います。 受付日 場 所 2月3日 9 2月13日(金) 役場(2階会議室) 3月7日金 (1階講座室) 札内福祉センター 3月3日圓 3月7日金 忠類コミュニティセンター(児童室) 3月10日 ® 糠内コミュニティセンタ 3月11日(火) 3月14日 金 役場(2階会議室)

受付時間は午前9時から午後4時までです。**今年度から地区割での受け** 付けをやめ、下表の日程で受け付けいたします。都合の良い日程をお選びい

中告会場

問い合わせ

帯広税務署

西5条南6丁目1番地

帯広税務署からのお知らせ 帯広税務署では、次のとおり確

控除・生命保険料控除などの追加 必要な場合があります。 合であっても、 町道民税の申告が (医療費

とができます。 所得税の確定申告が必要ない場

②給与収入や年金収入以外に所得は

確定申告・町道民税申告の日程表

ただき、申告を行ってください。

あるが、

所得税の確定申告は必要

越しください。

開設期間

平成26年2月3

圓~3月17日園までの平日

午前9時~午後5時まで 帯広税務署

けを終了させていただく場合があ

ちいただく場合や、早めに受け付

混雑の状況により、長時間お待

定申告の会場を開設します。

りますので、午後4時頃までに

告をする必要がなくなりました。

定申告は、これまでどおり行うこ

所得税の還付を受けるための確

20万円以下の方は、

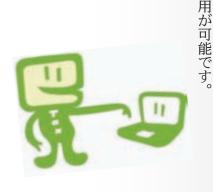
所得税の確定申

確定申告・町道民税申告に

●各控除の内容と申告に必要な書類

項目	必要書類
・控除を証明するもの	
社会保険料控除	・平成25年1月~12月に支払った国民健康保険税などの領収書や納付証明書 ・国民年金保険料控除証明書など
生命保険料控除	•生命保険料控除証明書
地震保険料控除	・地震保険料控除証明書 ・平成18年末までに締結した長期損害保険の控除証明書
障害者控除	・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳など ・障害者控除対象者認定書(65歳以上の介護保険の要介護認定者のうち町が認めた人へ発 行。障害福祉係へ申請が必要)など
医療費控除	・平成25年1月~12月に支払った医療費などの領収書(領収書はお返しできませんので、必要な場合は切手を貼った返信用封筒を持参してください)・明細書や集計票(合計金額は必ず計算しておいてください。なお、高額療養費や生命保険契約などに基づく給付金の支給がある場合は差引く必要があります)
住宅借入金等特別控除	・住民票の写し(窓口で交付されるもの。コピー不可) ・金融機関が発行する借入金の年末残高証明書 ・家屋の登記事項証明書(敷地の購入のためのローンがある場合は土地の登記事項証明書) ・家屋、土地の請負契約書または売買契約書(取得年月日・面積・取得価格がわかるもの)のコピー ※増改築やバリアフリー改修工事の場合は税務署で申告してください。
寄付金控除	・寄付先発行の領収書 ※東日本大震災への義援金のうち、被災地団体、義援金配分委員会へ支出されたものは控除の対象となります。「東日本大震災義援金」であることが確認できる義援金の受領書や振込依頼書の控えを提出ください。
・収入を証明するもの	・給与や年金の源泉徴収票の原本
・所得税が還付になる場合	・本人名義の振込先□座のわかるもの(預金通帳など)
・その他必要なもの	•印鑑(認印で可)

※医療費控除の明細書や住宅借入金等特別控除の用紙等確定申告に必要な書類は、役場税務課、札内支所、 忠類総合支所、糠内出張所にあります。



③24時間受付 ②還付がスピーディー 税電子申告・納税システム)は、 なシステムです。 し自宅からインターネットを利用 添付書類の提出省略 て申告や申請などができる便利 期には、24時間e-TAXの利 して処理されます。 Xで申告された還付申告は、 e - TAXに必要なもの 面申告と比べて3週間程度短縮 とにより、これらの書類の提出 領収書や源泉徴収票等は、 インターネットのできる環境に を省略することができます。 記載内容を入力して送信するこ ーライタが必要です。 TAXを利用するメリット TAX(イータックス/国 電子証明書とICカー 所得税の確定申告 e T A 医療費の

受付期間 3/17 **ま**で 24 時間受付